特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
4	地方税法における固定資産税関係事務書	基礎項目評価

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

南種子町は、地方税法における固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

南種子町長

公表日

令和2年4月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務						
①事務の名称	地方税法における固定資産税関係事務					
②事務の概要	地方税法等の規定に則り、固定資産課税台帳の管理、賦課・徴収事務及び証明書等の発行を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の事務で使用する。 ①固定資産(土地・家屋・償却資産)の評価及び価格の決定 ②賦課及び徴収事務 ③納税通知書等の作成及び通知 ④固定資産税に関する証明書等の発行 ⑤固定資産課税台帳(土地、家屋、償却資産、賦課)の照会					
③システムの名称	固定資産税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバ					

2. 特定個人情報ファイル名

資産情報ファイル、課税台帳情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用

<mark>法令上の根拠 番号法第9条第1項 別表第一 16項</mark>

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	(情報提供事務) なし (情報照会事務) 番号法第9条第1項 別表第二 27項	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長

6. 他の評価実施機関

_

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

| 南種子町役場 総務課 | 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 | 問合せ先電話番号 0997-26-1111

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

南種子町役場 税務課 891-3792 鹿児島県熊毛郡南種子町中之上2793番地1 問合せ先電話番号 0997-26-1111

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		1) 1,0 2) 1,0 [1,000人以上1万人未満] 3) 17 4) 10			2) 1,000人以上 3) 1万人以上10) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満	
いつ時点の計数か			12年4月1日 時点				
2. 取扱者	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上かい いつ時点の計数か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
		令和	12年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類				
[基礎	項目評価書		<選択肢 1) 基礎項 2) 基礎項 3) 基礎項	i> 頁目評価書 頁目評価書及び重点 頁目評価書及び全項	項目評価書 目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ重点	項目評	価書又は全項目評価書に	こおいて、リスク対領	策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステム	を通じる	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	2) 十分で	」を入れている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	2) 十分で 3) 課題が	」を入れている [*] ある [*] 残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	2) 十分で	」を入れている	
4. 特定個人情報ファイルの	り取扱いの委託			[O]委	託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	Г]	2) 十分で	を入れている	
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワークシ	ステム	を通じた提供を除く。)	[O]提	供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	2) 十分で	を入れている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない()		続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	2) 十分で 3) 課題が	」を入れている ぎある ヾ残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	ι]	2) 十分で	を入れている	
7. 特定個人情報の保管・ジ	肖去				
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[特に力を入れている]	2) 十分で	」を入れている	
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点検	[O]	内部監査	[〇] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓	各発				
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	2) 十分に	こ> 」を入れて行っている こ行っている こ行っていない	5

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	Ⅳ リスク対策		新設	事後	
令和2年4月28日	Ⅰ-5 ②所属長の役職名	税務課長 小脇 秀則	税務課長	事後	
令和2年4月28日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	
令和2年4月28日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	平成32年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅰ-5 ②所属長の役職名	税務課長 小脇 秀則	税務課長	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年4月30日	Ⅱ-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	